

インタビュー

今年6月、行政書士法人産廃コンサルティング総合事務所(千葉県市川市、☎047・711・0847)が開設された。代表を務める北村亨氏は行政マンと資源循環業の両方で実務経験を持つ。そのハイブリッドなキャリアを生かし、コンプライアンスとともに事業者に寄り添ったサポートを目指している(聞き手=本紙・加藤)。

—2009年行政書士登録と産廃コンサルティングを始めた。北村 当時は北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所でした。今後は組織的なコンサルティングが可能になります。—
 —ホームページの「草の根通信」では再委託の承認書を得てい

事業者に寄り添い、サポート

行政書士法人 産廃コンサルティング 総合事務所 特定行政書士 北村 亨氏に聞く



—やむを得ない事情として、車両の故障などが例示されています。たとえば災害対策用の備蓄品で消費期限が切れたミネラルウォーターですが、PETボトルごと処分する場合は、どの品目にあたるか。排出側が相談するところ、行政から委託を受けた場合も、排出事業者の承諾があれば容認されます。

北村 それだけではないです。受け入れ処理能力を超えた業務の委託を受けた場合も、排出事業者の承諾があれば容認されます。行政にいたからわかるのですが、行政は型通りの解釈に終始しがちです。しかし、それだけで行き詰まりません。行政の言う通りだと中和か焼却しなければ違法になるので、結果的に廃棄物でなく、違法との根拠はない話です。許可証を持っていても、処理策は消費期限が切れる前にイベントで市民に配布したり、学校給食で利用したり強く願っています。

北村 最善の法については深くは知らない事業者が多いので、市民に配布したり、学校給食で利用したり強く願っています。